

## 就職支度金規程

### (目的)

第 2 条 この規程は、社会福祉法人向陽会が経営する施設の人材確保及び充実を図ることを目的として定める。

### (支給の対象者)

第 2 条 就職支度金の対象者は、新卒採用の正規職員として採用決定された次の者に限る。

- (1) 介護福祉士、看護師、保育士
- (2) その他の職種・事案については、理事長・法人事務局長・各施設長が協議して改定することができる。

### (就職支度金の金額)

第 3 条 就職支度金の金額は、200,000円とする。

- 2 前項の就職支度金は、所得税法により、源泉所得税を控除した金額を支給する。

### (就職支度金の支給期日)

第 4 条 就職支度金は、採用予定日の前日までに、採用が決定された者に支給する。ただし、本人の意志により辞退することができる。

### (就職支度金の返納)

第 5 条 就職支度金の支給を受けた者が1年未満で退職した場合は、次のとおり就職支度金を退職日の前日までに返納するものとする。

- (1) 採用日から6ヶ月未満で退職した場合 全額返金
- (2) 採用日から6ヶ月以上1年未満で退職した場合

50%の額を返納

2 前項の規程にかかわらず、本人が死亡または労働災害により引き続き勤務することができなくなったことにより退職した場合は、就職支度金の返納は免除するものとする。

(変 更)

第 6 条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。